

# 第5章

# 推進施策

本章では、4章の推進計画に基づき、「樹林地」、「農地」、「公園」、「緑化」、「水循環」、「水辺」のそれぞれの分野ごとに推進施策を整理し、具体的な取組内容も含めまとめました。

## 1. 推進施策

### (1) 樹林地の保全・活用

#### ① 保全

- ・市内のまとまりのある樹林地を、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、市民の森、緑地保存地区、源流の森保存地区、公園、地区計画などにより保全します。
- ・既存の市民の森などについて、樹林地を永続的に確保できるよう、特別緑地保全地区などを重複指定します。
- ・緑地保全制度による保全に合わせ、まとまりのある樹林地を保全するために効果的な規制・誘導手法について検討します。
- ・樹林地の保全にあたっては、周辺の河川や農地といった水・緑環境と一体的に自然環境を保全できるよう配慮します。
- ・土地所有者が継続的に樹林地を保有できるよう、緑地保全制度などの一層の充実について検討します。
- ・斜面地の緑地について、周辺住民の安全と一体的な緑地の保全が図られるよう、指定範囲の設定方法なども含め効果的な外周部の安全対策について検討します。

主な施策	
近郊緑地特別保全地区	緑の10大拠点の一つである円海山周辺地区には、首都圏近郊緑地保全法に基づき、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域が、約1,096ha(うち横浜市：802ha)にわたって指定されています。 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域内の特に良好な自然環境を有する緑地や、首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しい緑地について、近郊緑地特別保全地区の指定を推進します。 また、都市緑地法第17条1項の規定に基づき、土地所有者から土地の買取り申し出があり、土地の境界確定などの条件が整った場合に買取りを行います。

主な施策	
特別緑地保全地区 ★	市内のまとまりのある樹林地のうち、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、風致又は景観に優れる緑地や生態系に配慮したまちづくりのための生き物の生育・生息環境となる緑地など、概ね 1,000㎡以上の一団の良好な自然的環境を形成する緑地を指定します。 指定の範囲は、樹林地をはじめ、草地、水辺地、岩石地のほか、景観、立地状況等がそれらに類似しているものや、必要に応じ緑地に介在する農地、緑地を将来にわたって維持管理するための土地など、緑地を良好に保全するために必要な土地の一体的な指定を進めます。 また、都市緑地法第 17 条 1 項の規定に基づき、土地所有者から土地の買取り申し出があり、土地の境界確定などの条件が整った場合に買取りを行います。
市民の森など	主として樹木によって良好な自然的環境が形成されている、散策や自然観察などの市民利用が可能な、概ね 2ha 以上の樹林地を中心とした一定の区域を指定します。
緑地保存地区	市街化区域内の、500㎡以上の身近な樹林地を指定します。
源流の森保存地区	市街化調整区域内の、1,000㎡以上の良好な樹林地を指定します。
保安林	水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防備、公衆の保健などの機能を高度に発揮し、暮らしを守るための重要な役割を果たしている森林を、国又は県が指定します。
よこはま協働の森	300㎡以上 1,000㎡未満の樹林地を対象として「よこはま協働の森基金」と地域住民が集めた資金とをあわせて、樹林地を取得します。
緑地保全施策に合わせた効果的な規制・誘導手法の検討	市内のまとまりのある樹林地を保全するため、緑地保全制度に合わせた効果的な規制・誘導手法について検討します。
開発などに伴う緑地の保全	新たなまちづくりや土地利用転換などの際には、地区計画や条例により緑地の保全を図ります。

★都市緑地法第 4 条第 2 項における特別緑地保全地区に関する事項に該当します。

## ② 施設整備及び維持管理

緑地保存地区や源流の森保存地区などについては、土地所有者の行う維持管理に対し、必要な支援を行います。また、市民の森や取得した特別緑地保全地区などの市が管理する樹林地については、多様な生き物の生育・生息環境ともなっている良好な自然的環境を保全するとともに、施設整備及び維持管理を以下のとおり行います。

- ・市民に公開する樹林地は、市民利用や安全などに配慮し必要な施設の整備及び管理を行います。また土地所有者や市民で構成される愛護会による草刈りや清掃などの管理を進めます。
- ・樹林地の外周部は、防災工事などによる安全対策を進めるとともに、必要な草刈りや樹木の管理を行います。
- ・森づくりガイドラインなどを活用し、生物多様性の保全と利用者の安全や景観保全など、樹林地ごとに求められる要件に配慮した樹林地の管理を行います。また、樹林地ごとに愛護会などと連携して保安全管理計画を策定し、周囲の環境とのつながりを意識しながら計画的な維持管理を行います。

- ・市民、NPO、事業者などと協働で森づくりを行うため、必要な知識や技術の研修を実施するなど、森を育む人を育てます。
- ・樹林地の管理作業で発生した木質バイオマスの多様な活用を進めます。

主な施策	
土地所有者への支援	土地所有者が行う維持管理の負担を軽減し、継続的に樹林地を保有できるよう、指定した樹林地について防犯や防災上の観点から、道路や住居に隣接する外周の草刈りや間伐、枝払いを支援します。
保全・活用のための施設の整備	樹林地を維持管理するために必要な外周柵や管理用通路、市民利用の散策路、休憩施設、標識などの整備を進めます。
防災・安全対策	防犯や防災上の観点から、道路や住居に隣接する外周の草刈りや間伐、枝払いを実施します。また、防災や安全面の対策が必要な樹林地の法面を対象に景観や生物多様性などに配慮した防災工事や維持管理などの対策を実施します。
森づくりガイドラインなどを活用した維持管理の推進	樹林地の維持管理を行う際の技術指針である森づくりガイドラインなどを活用し、生物多様性の保全、利用者の安全や快適性の確保、良好な景観形成など、樹林地に期待される多様な役割に配慮した森づくりを推進します。
保安全管理計画に基づく森づくりの推進	市民の森などで、樹林地ごとに具体的な管理の計画を定めた「保安全管理計画」を策定し、愛護会などと連携して森づくりを推進します。
森づくり活動団体、森づくりボランティアの育成	市民、NPO、事業者などとの協働による森づくりを推進するため、森づくり活動団体や、森づくりボランティアを育成します。活動のための知識や技術に関する研修、アドバイザーの派遣などの活動に必要な支援を行います。
維持管理で発生する間伐材の活用	維持管理で発生する間伐材や剪定枝などの活用を進めます。

## ■特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項（都市緑地法第4条第2項第4号イに掲げる事項）

横浜市が管理する特別緑地保全地区において、横浜市は緑地の特性に応じ、当該緑地を保全するため必要となる施設の整備を以下のとおり進めます。

- ・市民利用が可能な地区は、市民の森などとして公開するために必要な散策路や休憩施設などを整備するとともに、環境教育を進めるための標識や解説板などの自然観察施設を整備します。
- ・樹林の育成・管理や生き物の生育・生息環境などの自然環境を保全するために、必要に応じ保護エリアの設置や、標識、人止め柵、管理用通路、森づくりボランティア活動の拠点などの施設の整備を行います。
- ・利用者や隣接地の安全を確保するために必要な柵、管理用通路、作業用車両の進入路、土砂崩壊防止施設や排水施設、防火施設などを整備します。

### ③ 活用

本市が管理する樹林地の活用を、以下のとおり行います。

- ・本市が管理する樹林地は良好に保全します。また、市民の森や公園、横浜自然観察の森など市民に公開する樹林地は、周囲の環境と一体的に散策、自然観察、環境教育の場として活用するとともに、森づくりを行うボランティア活動の場としての活用を進めます。
- ・ウェルカムセンターなどを活用し、市民が森に関わるきっかけづくりを行います。また、市民、NPO、事業者、教育機関などによる環境保全活動や社会貢献活動などによる樹林地の活用を進めます。
- ・ごみの投棄や生き物の採取や持ち込みなどが行われないように、市民のマナーの向上を図ります。

主な施策	
横浜自然観察の森	人と生き物がふれあいながら、自然の仕組みを学べる拠点として活用します。
拠点施設を活用した環境教育・自然体験の推進	自然観察センター、にいほる里山交流センター、虹の家、四季の家、環境活動支援センターをウェルカムセンターとして運営し、各館の特徴をいかしながら、情報発信を進めるとともに、学校など多様な主体と連携した環境教育や自然体験の場づくりを行います。

## Column コラム

## 樹林地をまもる取組

緑地保全制度は、樹林地を中心とする緑地を保全するための制度で、法律に基づく制度と条例に基づく制度があります。市内に残る緑の多くは民有地であることから、土地所有者の方ができるだけ長く持ち続けられるよう、土地所有者の方のご理解とご協力を得て緑地保全制度に指定し、税の軽減や維持管理などの面から支援しています。緑地保全制度により指定されると、建築物その他の工作物の新築、宅地の造成、木竹の伐採などに制限を受けますが、様々な優遇措置があります。

制度名	特別緑地 保全地区	近郊緑地 特別保全地区	市民の森	緑地 保存地区	源流の森 保存地区
根拠 法令	都市緑地法	首都圏近郊緑地保全法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の環境をつくり育てる条例</li> <li>・各制度の詳細を定める要綱</li> </ul>		
特徴	概ね1,000㎡以上のまとまりのある貴重な緑地を、都市計画により永続的に保全します。	近郊緑地保全区域内で良好な自然環境を形成する相当規模の緑地を、都市計画により永続的に保全します。	所有者のご協力のもと、概ね2ha以上の緑地を保全するとともに市民の憩いの場として利用させていただく制度です。	市街化区域に残る500㎡以上の身近な緑地を保全する制度です。	市街化調整区域に残る1,000㎡以上の良好な緑地を保全する制度です。
主な 優遇 措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>①固定資産税評価額が最大1/2</li> <li>②相続税及び贈与税評価額8割減(山林、原野)</li> <li>③市への買入れ申し出が可能</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①固定資産税及び都市計画税の減免</li> <li>②緑地育成奨励金の交付</li> <li>③契約更新時に継続一時金の交付</li> <li>④不測の事態等が発生した場合、市は買入れ希望に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①固定資産税及び都市計画税の減免</li> <li>②契約更新時に継続一時金の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①固定資産税の減免</li> <li>②契約更新時に継続一時金の交付</li> </ul>

## (2) 農地の保全・活用

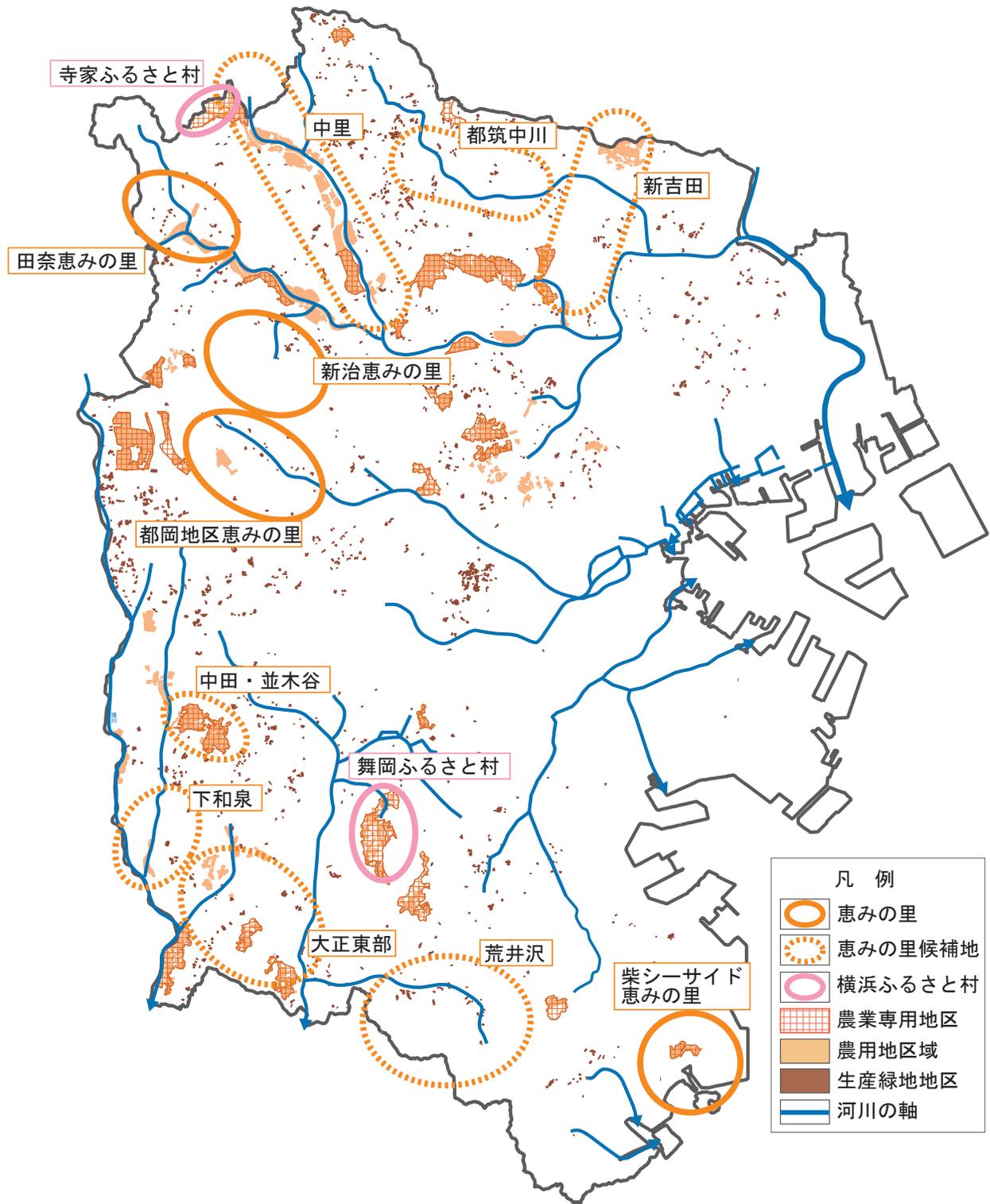
### ① 保全・活用

- ・市民に新鮮で安心な市内産農畜産物を安定的に供給します。
- ・生産基盤整備などの農業振興を図るほか、農業振興地域内の農用区域や、市街化区域内の生産緑地地区などの指定により農地の保全を進めます。
- ・先進的な栽培技術の活用など農業の新たな動向を踏まえた施策を検討し取り組みます。
- ・横浜の農を支える新たな担い手である新規参入者・法人や、意欲的に農業に取り組む担い手に対して、ニーズに応じた育成・支援を図ります。
- ・農業の基盤となる農地の利用促進と遊休農地の解消のため、農地の実態調査や担い手への集約化を進め、農地の有効利用を検討します。
- ・社会状況の変化に対応し、生産緑地地区などの都市農地の保全・活用や、樹林地、公園、農地の一体的な保全・活用について検討します。
- ・水田景観などの横浜に残る良好な農景観を保全する取組を進めます。
- ・市民が気軽に農業を体験し楽しめる収穫体験農園など、多様な市民利用型農園の設置を進めます。
- ・恵みの里や横浜ふるさと村では、体験学習講座や市民との協働を通して市民と農との交流を広げます。
- ・市民が身近に農を感じることができるよう、直売所の整備などの支援を行うほか、地産地消に関わる人材の育成や、市民や企業などとの連携した取組の推進を図ります。

主な施策	
積極的に経営改善に取り組む農家への営農支援	市民のニーズに合った市内産農畜産物を生産するために、効率的に農業生産が行えるよう機械や設備の導入を支援します。
環境への負荷を軽減した農業の推進	環境への負荷を軽減した農業を奨励・推進するため、適切な施肥管理の指導を行います。さらに、周辺環境への配慮を行うための研修や、設備支援を行います。
農業専用地区の推進	農業振興地域内のまとまりのある農地について、都市と調和した良好な環境をつくるため、農業専用地区の指定を推進します。
農業生産基盤・設備の整備・改修	農業生産環境の向上及び都市と調和した良好な環境を維持するため、水を供給するかんがい施設などの農業生産基盤の整備を支援します。
横浜型担い手の認定・支援	意欲的に農業に取り組む担い手として、認定農業者や環境保全型農業推進者などを認定し、支援を行います。
個人・法人による新規参入の推進	農を支える新たな担い手として、農外からの個人・法人の参入の受入れや、農家子弟のUターンによる就農に対する研修などの支援を実施します。
農地の貸し借りの促進	経営規模拡大を希望する農家や、新規参入者・法人などに対して、積極的に農地の貸し借りを進めます。

主な施策	
遊休農地の利用促進	農地の利用状況調査、耕作放棄地の発生・解消に関する調査などを実施するとともに、農地の情報や規模拡大希望農家の情報、課題などを関係機関と共有しながら、遊休農地の解消と利用促進を図ります。
農業振興地域・生産緑地などの制度の活用	農地の有効利用と農業振興の計画的な推進のため、農業振興地域内において農用地区域制度を適切に運用します。また、市街化区域の農地は、貴重なオープンスペースや災害時の避難場所として生産緑地地区の指定や保全・活用を進めます。さらに防災機能をはじめとした農地の持つ多面的な機能を生かす取組を行います。
時代の変化に応じた新たな施策	社会・経済状況の変化や農業の新たな動向を踏まえて、先進的な栽培技術の活用や、農地の効率的な利用を目的とした農地集約化、市内産農畜産物の高付加価値化など、時代の変化に応じた新たな施策を展開します。
新たな保全策などの検討	社会状況の変化に対応し、生産緑地地区などの制度の積極的運用など、都市農地の保全・活用を検討します。また、農家が農地を持ち続けられるよう、農地を取り巻く土地税制など法制度の変化に対応し、国などへ働きかけるとともに新たな保全策などを検討します。
水田の保全	土地所有者が水田を維持できるよう、水稻作付を一定期間継続することを条件に、奨励金を交付します。また、必要な水源を確保するため、まとまりのある水田がある地区を対象に、井戸などの設置を支援します。
農景観を良好に維持する取組の支援	農業専用地区などのまとまりのある農地で道路側溝などの公共施設の清掃や、農地縁辺部への草花の植栽、生物多様性に配慮した水路機能の維持など良好な農景観を維持する取組を支援します。
多様な主体による農地の利用促進	農地を安定的に利用できるよう、農地を長期間貸し付ける農地所有者に奨励金を交付し、農地の貸し借りを促進します。遊休化している農地は、市が一時的に借り受けて復元し、農地の利用を希望する担い手に貸し付けることにより、農地の保全を図ります。
様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	栽培収穫体験ファームや特区農園など様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備を進めます。また、農園の開設・運営に不安や課題を抱える人には、開設・運営のノウハウを持った市民農園コーディネーターなどを活用して支援します。
市民が農を楽しむ支援する取組の推進	横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室など市民が農とふれあう機会の提供を進めるとともに、恵みの里では新規地区の指定に向けた取組も進めます。また、市内の生産現場や、直売所などの流通の現場などを巡るツアーを開催します。さらに、農家と地域住民が協働で地域の農環境を保全する取組や栽培技術を学ぶ場の提供、援農の推進など、市民による主体的な活動を支援します。
地産地消にふれる機会の拡大	直売所の整備などの支援や地産地消に関わる情報の発信など、市民が地産地消を身近に感じるための取組を推進します。
地産地消を広げる人材の育成	食や農をつなぐ「はまふうどコンシェルジュ」などの地産地消に関わる人材を育成するとともに、「はまふうどコンシェルジュ」や「よこはま地産地消サポート店」、「直売ネットワーク」などの人材や店舗を対象とした研修や交流会を通して、ネットワークの強化を図ります。
市民や企業などとの連携	農と市民・企業などが連携する取組や、市内の中小企業などを対象にした地産地消に関するビジネスを創出するための取組を支援します。また、市内産農畜産物の利用促進や食育の推進を図ります。

■地区指定された農地と横浜ふるさと村・恵みの里



本市では、2015（平成27）年4月に「横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例」を施行しました。条例では、自然環境と共生しながら後世に農業を継続することを基本とし、安全で安心な市内産農畜産物の提供による市民の健全な食生活の確保、農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興、6次産業化などによる農畜産物の付加価値の向上などにつなげるため、横浜市、生産者、事業者及び市民が協力して地産地消に取り組むこととされています。

## 地産地消の主な取組

### ●市民や企業などとの連携による取組

企業と連携し、駅構内での市内産農畜産物を販売するマルシェの開催や、市内産農畜産物を使った新商品の開発などを行っています。

また、小学生を対象にした「はま菜ちゃん料理コンクール」の開催や、小学校給食での市内産農産物の利用など、食育の施策と連携した取組も広がっています。



駅構内でのマルシェ



市内産農畜産物を使用した新商品



はま菜ちゃん料理コンクール

### ●地産地消に関する広報活動

11月の地産地消月間を中心とした様々なイベントの開催、「はまふうどナビ」などの地産地消に関する情報誌の発行など、市民の皆さんが農を身近に感じられるよう、情報発信やPRを行っています。



PRイベント「よこはま食と農の祭典」



地産地消の情報誌「はまふうどナビ」

### ●6次産業化や飲食店などでの市内産農畜産物の利用促進などによるブランド化の取組

地産地消ビジネスの展開を希望する新規創業者などに対して、専門家による育成講座や事業相談によるビジネスプランのブラッシュアップ、事業化に係る経費の一部補助などを通じた支援を行っています。

また、生産者の販路拡大や市内の飲食店などにおける市内産農畜産物の利用につなげるため、西洋野菜を中心とした特定品目について、生産者に作付を推奨するとともに、生産者と飲食店の交流会を実施するなどのマッチングを進めています。



市内産農畜産物を活用した加工品  
(地産地消ビジネスの支援)



生産者と飲食店の交流会

### (3) 公園の整備・維持管理・経営

#### ① 配置

- ・緑の10大拠点に、特別緑地保全地区などと一体となった公園などを配置し、市民が地域の自然を楽しみ、地域の生物多様性の保全につなげるための拠点とします。緑の拠点ごとに、動物・植物・農・遊びなどのテーマを持つ公園を配置します。
- ・市街地をのぞむ丘の軸に、草花・花木が鑑賞できる広場やレクリエーション施設などを備えた公園を配置します。
- ・海をのぞむ丘の軸と、海と人とのふれあいの拠点に公園を配置します。
- ・新たなまちづくりや土地利用転換などの機会をとらえ、地域の顔となる公園を配置します。
- ・河川沿いの散策やサイクリングなどの拠点、親水拠点として活用するため、水や緑が交差連結する結節点に公園などを配置します。
- ・身近な公園は、小学校区を単位に、1校区当たり1か所の近隣公園、2か所の街区公園を標準として配置します。なお、公園配置に偏在がみられる地域では、公園数が充足している学区でも、市街地整備の状況などを勘案しながら公園を配置します。
- ・開発行為などにより面的な整備が行われ、その際に公園が適正に確保された区域以外の土地で一定の開発行為が行われる場合には、開発区域内の環境の保全、防災機能及びアメニティ空間の確保のため、緑のネットワーク形成にも配慮しながら区域内に開発提供公園を適正に配置します。
- ・市防災計画と連携し、防災・減災に資する公園の配置を進めます。
- ・市民利用施設や福祉施設などと公園との併設により公園の利用の増進や活性化を図ります。
- ・周辺の都市施設や市民の森などの樹林地などとの整合を図りながら、地域の文化財や社寺などの歴史的資産などにも配慮して、公園を配置します。
- ・市民ニーズや地域特性に配慮した適正配置に向け計画的な土地利用を図る必要がある場合や、関連計画での位置付けや他事業との連携の必要がある公園・緑地について都市計画に定め、事業の継続性・安定性を確保します。
- ・長期末整備区域を含む都市計画公園・緑地について、対象となる公園・緑地ごとに、求められる機能や役割を踏まえ、周辺のまちづくりとの整合などを図りながら計画の見直しを検討します。

## ② 整備

- ・市民の身近な場所に、地域コミュニティ形成の場としても機能し、日常的なレクリエーションの場となる公園を整備し、快適な住環境を実現します。
- ・本格的なスポーツ競技に対応した、公式施設を備えた公園や、身近なところでスポーツを楽しむことができ、幅広い年齢層が体力などに応じて健康づくりができる公園などを整備します。
- ・地域の歴史や文化、風致景観、自然環境をいかした公園や、農体験の場となる公園など、特色ある公園を整備します。
- ・開発行為や市街地開発事業などの面的整備事業に伴い、オープンスペースの確保など、市街地において必要な機能をもった公園を確保します。
- ・公園整備から長期間が経過し、周辺の環境が変化した公園は、地域の原風景となるシンボルや歴史を尊重しながら、地域のニーズを踏まえて、再整備や機能の再編、施設の集約化を行います。
- ・市の防災計画で広域避難場所、いっとき避難場所、避難路、緩衝帯、物資集配拠点などに位置付けられる公園・緑地について、地域の防災性の向上や減災につながる整備を進めます。
- ・生物多様性の保全の観点から、周辺の河川、池、樹林地などの生態系に配慮した植栽や施設整備を行います。
- ・将来にわたり魅力が維持できるよう、ライフサイクルコストや管理運営形態を考慮し、整備内容を検討します。

主な施策	
身近な公園の整備	地域特性に応じた身近な公園を計画的に整備します。また、整備から長期間が経過し、周辺の環境が変化した公園は、地域のニーズや社会状況の変化を踏まえ、再整備や機能の再編を行います。
スポーツのできる公園の整備	市民のスポーツ需要に応えるため、身近な公園におけるスポーツ施設の充実や、公式大会に対応できるスポーツ施設を有する公園の整備を推進します。
大規模な公園の整備	多様なレクリエーションを楽しめる自然をいかした大規模な公園の整備を推進します。
都心部の公園の魅力アップ	都心部の公園の新設整備や再整備などにより、魅力の向上を図ります。 また、都心臨海部では、公民連携により、風格ある水と緑づくりを推進します。
特色ある公園の整備	風致公園や歴史をいかした公園、自然体験・農体験の場となる公園の整備を推進します。
他分野との連携による公園整備の検討	設置許可や管理許可制度の運用により、公園と施設の価値を相互に高める市民利用施設の設置を検討します。また、健康みちづくりなど他分野との連携による公園整備を検討します。
開発行為などによる公園整備	開発行為や市街地開発事業などの面的整備事業に伴い、開発規模に応じた公園を整備します。
都市公園ストック機能の再編	子育て支援や高齢者の健康増進に寄与する公園整備や、都市公園ストックの機能の再編などを進めます。

### ③ 維持管理・経営

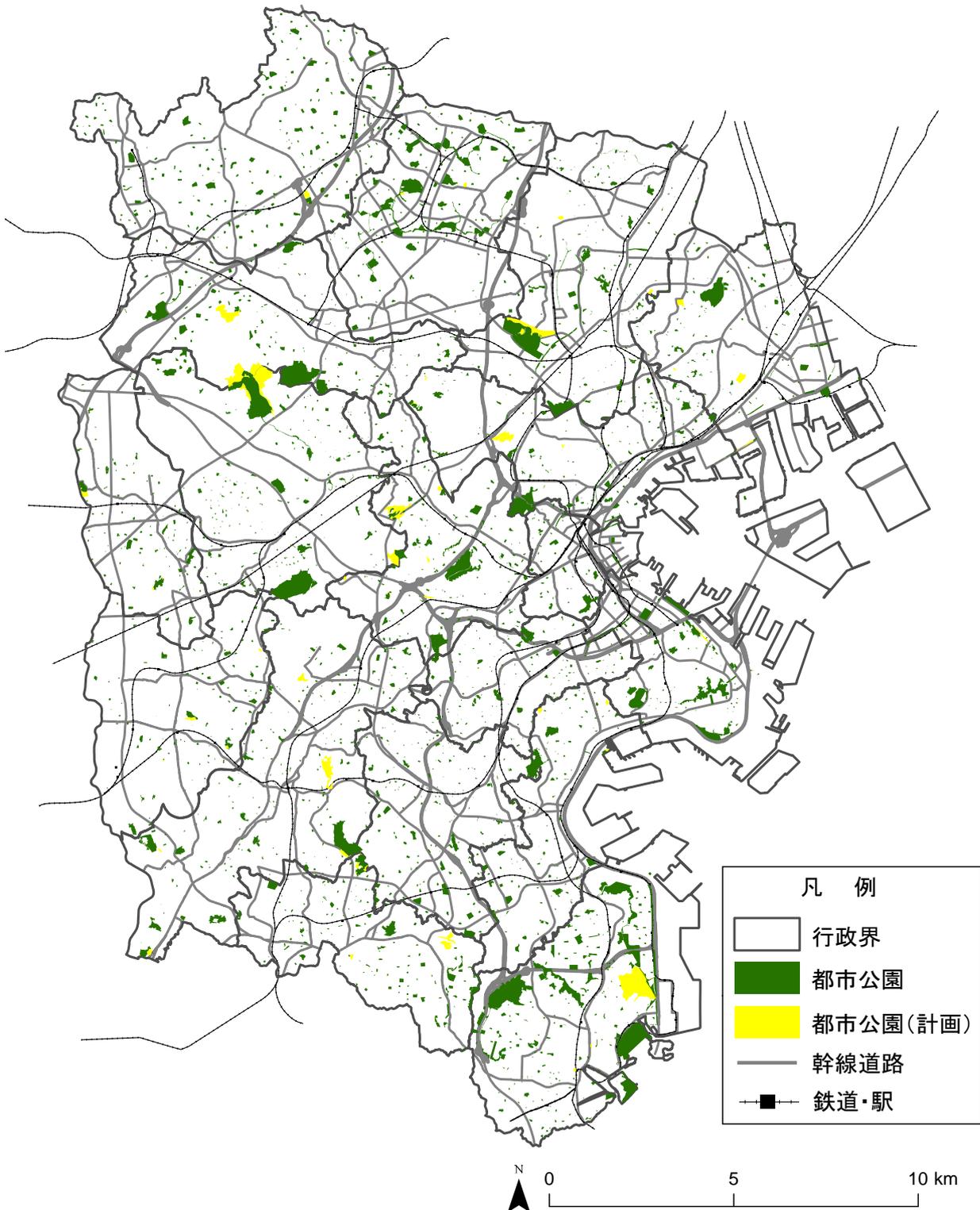
- ・利用者の満足度を高め、豊かな市民生活の実現につなげるため、行政や指定管理者などの各管理運営主体の独自の創意工夫により公園の特性をいかした経営を推進します。
- ・施設の維持管理・更新を着実に推進し、利用者が安全で快適に利用できる環境づくりを進めます。
- ・公園の植栽や樹林は、市民が身近に親しめる緑として、景観や生物多様性など求められる役割を発揮できるよう、安全性にも考慮しながら維持管理を行います。また、維持管理で発生する木質バイオマスの活用を図ります。
- ・身近な公園が地域の庭として愛され、地域活動やコミュニケーションの場となるよう、日常的な維持管理を担う公園愛護会やボランティア、地域の活動団体などの公園で活動する市民のサポート、団体間で連携を促進するためのコーディネートを行います。
- ・福祉や子育て・教育などの地域課題の解決につながるよう、多様な主体との連携・協働により公園及び公園内施設の活用を図ります。
- ・公園の潜在的な魅力を発掘し、効果的に活用するため、企業などの多様な主体との連携や、公園の持つ資源や特性に合った新たな管理手法を検討します。
- ・屋内遊び場であるこどもログハウスを他の公園施設と一体的に活用します。
- ・公園などを利用した子供たちが自分の責任で自由に遊ぶ場であるプレイパークの取組を、市民との協働により拡充していきます。

主な施策	
安全に安心して利用できる公園の実現	公共施設長寿命化計画や、公園施設点検マニュアルによる定期的な点検結果に基づき、施設の保全・更新を行います。また、公園施設データベースの整備・運用や、維持管理に関わる人材育成を行います。
生物多様性に配慮した管理	まとまった樹林を対象に、維持管理の技術指針である森づくりガイドラインなどを活用し、愛護会などと連携した維持管理を推進します。また、生態系ネットワークの一部として、周辺環境とのつながりに配慮した管理を推進します。
緑や花による魅力づくり	公園にある桜や梅などの花の名所、地域のシンボルとなっている樹木を地域の財産として継承・保全します。また、老朽化した植栽はその歴史や景観を尊重しながら再整備し、公園の新たな魅力づくりを行います。また、愛護会などと連携した花と緑のあふれる空間づくりを推進します。
維持管理で発生する木質バイオマスの有効活用	落ち葉、剪定枝の堆肥化、間伐材の有効活用など、環境にやさしい公園の維持管理を進めます。
公園の特性に応じた公園経営	都心部の観光公園など市内の主要な公園について、個々の公園の特性に応じたパークマネジメントプランを作成し、これに基づく公園経営を行います。
市民の参画・協働による管理運営	身近な公園で日頃の維持管理を担う公園愛護会や管理運営委員会の主体的かつ自発的な活動を促すため、活動のコーディネートや、愛護会や活動団体のネットワークづくりを行います。
指定管理者制度や規制緩和による公園の価値向上	指定管理者の積極的な自主事業の実施や、地域住民が活用しやすい柔軟な管理運営により公園の魅力向上を図ります。
公園の評価	公園利用者の満足度を高め、市民生活の豊かさに資するため、パークマネジメントプランの実施による効果や、指定管理者による取組の成果を評価する仕組みを検討します。
公園のプロモーション	市民や観光客へ公園の魅力を広く伝え、公園をよりよく使ってもらうために、情報発信や普及啓発活動を充実させます。
プレイパークの支援	公園を利用したプレイパークを支える市民活動の支援を継続し、市民との協働により拡充していきます。

④ 公園種別

種別		内容
住区基幹公園	街区公園	地域のまつりなどのイベントができる広場や遊具などを備えた公園を配置します。 0.1ha 以上で 0.25ha を標準とします。
		街角公園 遊具や植栽などを備えた公園を開発行為に伴う提供公園などにより配置します。 0.1ha 未満とします。
	近隣公園	少年サッカーや少年野球などが楽しめる広場や野原などを備えた公園を配置します。 1ha 以上を目安に 2ha を標準とします。
	地区公園	身近な住民のスポーツ・イベント利用や、自然、歴史などの地域特性に即した公園を配置します。 4ha を標準とします。
都市基幹公園	運動公園	競技が可能な運動施設を備えた面積 15ha ～ 75ha を標準とする公園を配置します。
	総合公園	休養や散策など多様な施設を備えた面積 10ha ～ 30ha を標準とする公園を配置します。
	広域公園	多様なレクリエーション活動を楽しめる自然的環境をいかした面積 30ha 以上を標準とする大規模公園を配置します。
	特殊公園	史跡や歴史的建造物を保存活用した歴史公園、良好な風致や特徴的な景観を有する風致公園、こども植物園などの生き物に親しみ学ぶことのできる動植物公園、良好な農景観を有する農業公園、墓園など、その目的に則し配置します。
	緩衝緑地	工業地域との緩衝や防災のための緑地を配置します。
	都市林	生き物の生育・生息地となるまとまった樹林地の保全のために配置し、必要に応じて自然観察、散策のための施設などを整備します。
	広場公園	にぎわいの創出や市民の休息、鑑賞に資するために、市街地の駅周辺に配置します。
	都市緑地	都市における良好な自然的環境や景観の保全を目的に配置します。
	緑道	市街地における良好な居住環境を確保し、災害時の避難路ともなる歩行者路を配置します。

■都市公園の配置状況



## (4) 緑の創出・育成

### ① 公共施設・公有地での緑の創出

- ・多くの市民が利用する主要な公共施設について、さらに緑を充実させる取組を推進します。また、公園、河川、道路、墓園、駅前広場などの公有地や公共空間について、地域の特性をいかした緑の創出を進めます。
- ・公共建築物については、「緑の環境をつくり育てる条例」の基準以上の緑化に努めます。また、既存施設の再整備などの機会をとらえ、公開性があるとともに視認性の高い、市民が実感できる緑を創出します。
- ・幹線道路や地区内道路において街路樹などの道路緑化を進めるとともに、街路樹を良好に育成し、地域ごとの街路景観を形成します。

主な施策	
公共建築物での緑の創出・管理	公共建築物の建築の際に、緑の環境をつくり育てる条例の基準以上の緑化に努めるとともに、既存建築物についても、同条例の基準以上の緑化に努め、全ての公共建築物において、緑化認定証の取得を目指します。 また、ヒートアイランド現象の緩和に効果が見込まれる、屋上・壁面緑化などにも取り組みます。 既存の施設の再整備に際しては、維持管理や地域特性、生物多様性に配慮した魅力的な緑の創出・管理を進めます。
公園の緑化	緑の拠点として、四季を感じ、地域のシンボルとなり、防災にも資する緑化を進めます。また、緑の少ない区を中心に、多くの市民の目にふれる場所で、土地利用転換などの機会を捉えて用地を確保し、緑豊かな公園を整備します。
河川（水辺拠点）の緑化	河川の水の軸が、水と緑の軸となるよう、河川（水辺拠点）で緑化を進めます。
街路樹の整備・管理	道路の環境改善や、視線誘導のほか、街の美しい景観となる緑の軸を形成する街路樹の整備を新たな道路整備などの際に実施して、緑化を進めていきます。また、緑の軸を維持するために、既存の街路樹の維持管理を充実することで、いきいきとした街路樹づくりを進めます。さらに、街路樹を保全するため、老朽化や倒木により失われた街路樹の補植や植え替えを進めます。

## ② 助成事業や普及・啓発事業などによる緑の創出

- ・ 民有地での緑の創出を推進するため、緑化に対する助成や名木古木の指定などにより、緑の創出・保全に取り組む市民・事業者を支援します。また、民有地緑化の原資となるよこはま緑の街づくり基金の造成、緑化の普及・啓発、顕彰事業を実施するとともに、地域で取り組む緑化活動を支援します。
- ・ 創出した緑は、市民、NPO、事業者などと連携しながら地域資源として活用するとともに適切に維持管理・育成します。

主な施策	
民有地における緑化の助成	民有地の緑化を推進するため、屋上・壁面緑化や生垣緑化、記念植樹、緑地協定区域の管理などに助成を行います。
名木古木の保存	地域住民に古くから親しまれている樹木を保存すべき樹木として指定し、維持管理費用などに助成を行います。
よこはま緑の街づくり基金のPRと募金活動	緑化に対する関心を高めるため、各種イベントなどにおいて緑化の普及・啓発を図るとともに、基金事業のPRや募金活動を行います。
緑化イベントの開催	全国都市緑化よこはまフェアやよこはま花と緑のスプリングフェア、区や地域のイベントなどを通し、緑の普及・啓発を推進します。
市の花・市民の木、区の花・区の木	市の花バラ・市民の木を、花と緑あふれる横浜を創造するシンボルとするとともに、各区のシンボルとして区の木・区の花の指定を進め、これらを積極的に取り入れた特徴ある緑化を推進します。
人生記念樹	出生、小学校入学、成人、結婚、金婚などの際に記念樹となる樹木の配布を行います。
横浜市子ども植物園	緑や花に関する展示、みどりの学校、園芸講座など、緑の普及・啓発や緑をつくり育てるリーダーを育成します。
緑の相談所の運営	横浜市子ども植物園で花や緑の相談を受ける緑の相談所を運営します。
花と緑のみどころ事業	個人や団体で管理し、無料で公開している優良な花と緑の見所を広く市民に紹介します。
建築物緑化認定証の交付	建築物を建築する際に、法や条例などによる基準以上の緑化を行った建築物に、緑化認定証の交付を行います。
団体育成事業	緑の街づくりを進めるための地域の核となって活動している「よこはま緑の推進団体」の活動を支援します。
緑の街づくりリーダーの育成	地域での緑化活動や緑化技術などの花や緑の指導などを行う、「よこはま花と緑の推進リーダー」の養成や支援を行います。
花やぐまち事業	自治会、企業、学校などにプランターを貸し出し、緑化活動のきっかけづくりを進めます。

### ③ 市民協働による緑のまちづくり

- ・地域が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、計画を実現していくための取組を、市民との協働で進めます。

主な施策	
地域緑のまちづくり	市民、企業、団体との協働による地域ぐるみの緑化活動を、地域の特性に合わせて推進し、緑豊かな街づくりを展開します。
京浜の森づくり事業	京浜地区において、事業者の緑化と環境行動を支援し、公共空間の緑化や生物多様性の保全に取り組みます。

### ④ 子供を育む空間での緑の創出

- ・次世代を担う子供たちが緑と親しみ、感性豊かに成長できるよう、保育園や幼稚園、小中学校などで、施設ごとのニーズに合わせた多様な緑の創出・育成を進めます。

主な施策	
緑の創出と維持管理の支援	保育園・幼稚園・小中学校などにおいて、校庭・園庭の芝生化、ビオトープや花壇づくり、屋上や壁面の緑化を支援し、多様な緑を創出します。 また、創出した芝生などの維持管理に対する支援を行います。

### ⑤ 緑や花による魅力・賑わいの創出

- ・多くの市民が時間を過ごし、国内外から多くの観光客が訪れるエリアである都心臨海部において、緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成・賑わいづくりにつなげます。

主な施策	
都心臨海部の緑花による賑わいづくり	都心臨海部のみなとみらい21地区から山下地区を中心としたエリアで緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成、賑わいづくりにつなげます。

## ⑥ 緑化制度の運用

- ・ 緑を創出する仕組みとして、法・条例・その他制度を運用し、緑化を推進します。
- ・ 緑の積極的な創出を図ることが必要な区域を緑化地域に指定し、建築物の敷地内において緑化を推進します。
- ・ 都市環境の形成に必要な緑地が不足しており、重点的に緑化の推進に配慮を加えるために緑化推進施策を定める地区を緑化重点地区に指定し、緑化を推進します。
- ・ 新たなまちづくりや土地利用転換などの機会をとらえて、地区計画における緑化制度（地区施設の配置、緑化の方針、緑化率）の運用などにより、広場や緑地などのオープンスペースを配置するとともに、豊かな空間を形成するよう、視認性や公開性に配慮した緑化を積極的に推進します。
- ・ 市街地環境設計制度などの活用にあたっては、周辺の環境に配慮するよう、敷地や建築物の緑化を積極的に推進します。また、面的に緑化された公開空地などのオープンスペースの確保を推進します。風致地区制度により良好な住環境を維持します。

主な施策	
緑化地域制度の運用	良好な都市環境の形成に必要な緑地を確保するため、緑化地域制度の運用により建築物の敷地内において緑化を推進します。
緑化重点地区の指定	「鶴見川流域地区」、「入江川・滝の川流域地区」、「帷子川流域地区」、「大岡川流域地区」、「宮川・侍従川流域地区」、「柏尾川流域地区」、「境川流域地区」、「海にそそぐ流域地区」を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」（緑化重点地区）に指定し、緑のまちづくりを推進します。
地区計画などによる緑化	地区レベルの良好な都市環境の形成を図るため、新たなまちづくりや土地利用転換などの機会をとらえ、都市景観や土地利用の状況や社会状況の変化を踏まえた上で、地区の特性に応じた広場や緑地などのオープンスペースを確保します。また、緑化の方針や建築物の緑化率の最低限度などを定めることで、地域にふさわしい緑を保全・創出します。
緑地協定制度の推進	土地所有者の合意により緑化に関する協定を締結する「緑地協定制度」を推進します。
工場立地法	一定規模以上の工場の緑化を推進します。
景観法	景観法を活用し、緑化を推進します。
緑の環境をつくり育てる条例	公共施設の緑化、工場の緑化、地域の緑化を推進するとともに、建築物の建築を行う際に緑化を推進します。
横浜市開発事業の調整等に関する条例	開発事業を行う際に緑化を推進します。
横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例	斜面地における地下室建築物の建築を行う際に緑化を推進します。
横浜市風致地区条例	風致地区の緑化を推進します。
市街地環境設計制度	敷地内に公開空地（歩道、広場、緑地）を設けるなど、総合的な地域貢献を図り、良好な市街地環境の形成を誘導します。
建築物緑化保全契約	条例などに定める基準以上の緑化を行い、保全することに対し、契約により優遇措置を行い、優良な民有地の緑の保全を図ります。

## ■ 緑化地域における緑化の推進に関する事項 (都市緑地法第4条第2項に関する事項)

### (1) 指定の方針

市民生活に身近な市街地などにおいて、景観の向上や生き物の生息域の確保等の都市環境の課題を解決するために、都市景観や土地利用の状況を踏まえた上で、緑の創出を図ることが必要な区域を緑化地域に指定します。また、良好な都市環境を形成するために、社会状況の変化を踏まえた上で、緑化地域の拡大を検討します。

### (2) 緑化の推進

ア 建築物の新築・増築を対象に緑化率の最低限度を建築基準法関係規定として定めるほか、視認性や公開性に配慮したうえで地上部及び屋上や壁面などへの多様な緑化を積極的に推進します。

イ 都市緑地法第35条第2項における緑化率の最低限度の適用除外の許可については、緑化の推進を図る観点から、その必要性が明確であるもののみ適用します。また許可する場合でも一定の条件を付して、緑化を推進します。

### (3) 緑地の維持保全

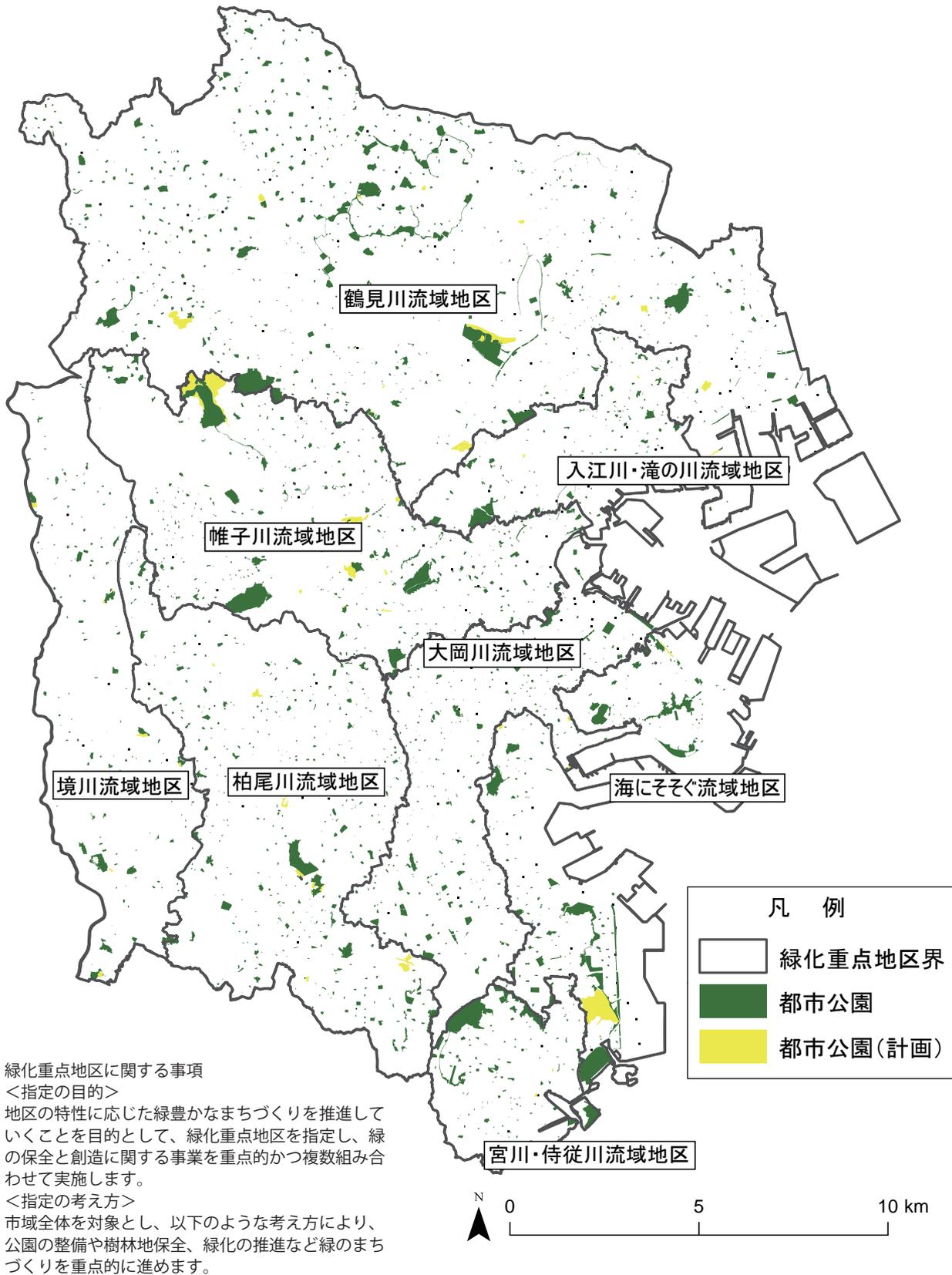
緑化施設が良好に維持保全されるために、市は建築主に対して緑化施設の整備方法に基づいた維持保全のしやすい計画を指導するとともに、管理者への周知のための建築物緑化認定証の交付やパトロールの実施を行います。

## ⑦ 緑化技術・制度の調査・研究

- ・地域や施設に適した緑化のありかたや、屋上や壁面緑化などの特殊緑化技術、ヒートアイランド現象の緩和効果、緑あるライフスタイル及び企業活動、緑視率などの緑化の効果を確認する手法、緑化制度などに関する調査・研究を進めます。

主な施策	
調査・研究	よりよい緑化のあり方の検討を進めるとともに、屋上や壁面緑化などの特殊緑化や、緑化によるヒートアイランド現象緩和の効果、緑あるライフスタイル及び企業活動、緑視率などの緑化の成果を確認する手法や緑化制度などに関する調査・研究を進めます。

■緑化重点地区現況



緑化重点地区に関する事項

<指定の目的>

地区の特性に応じた緑豊かなまちづくりを推進していくことを目的として、緑化重点地区を指定し、緑の保全と創造に関する事業を重点的かつ複数組み合わせさせて実施します。

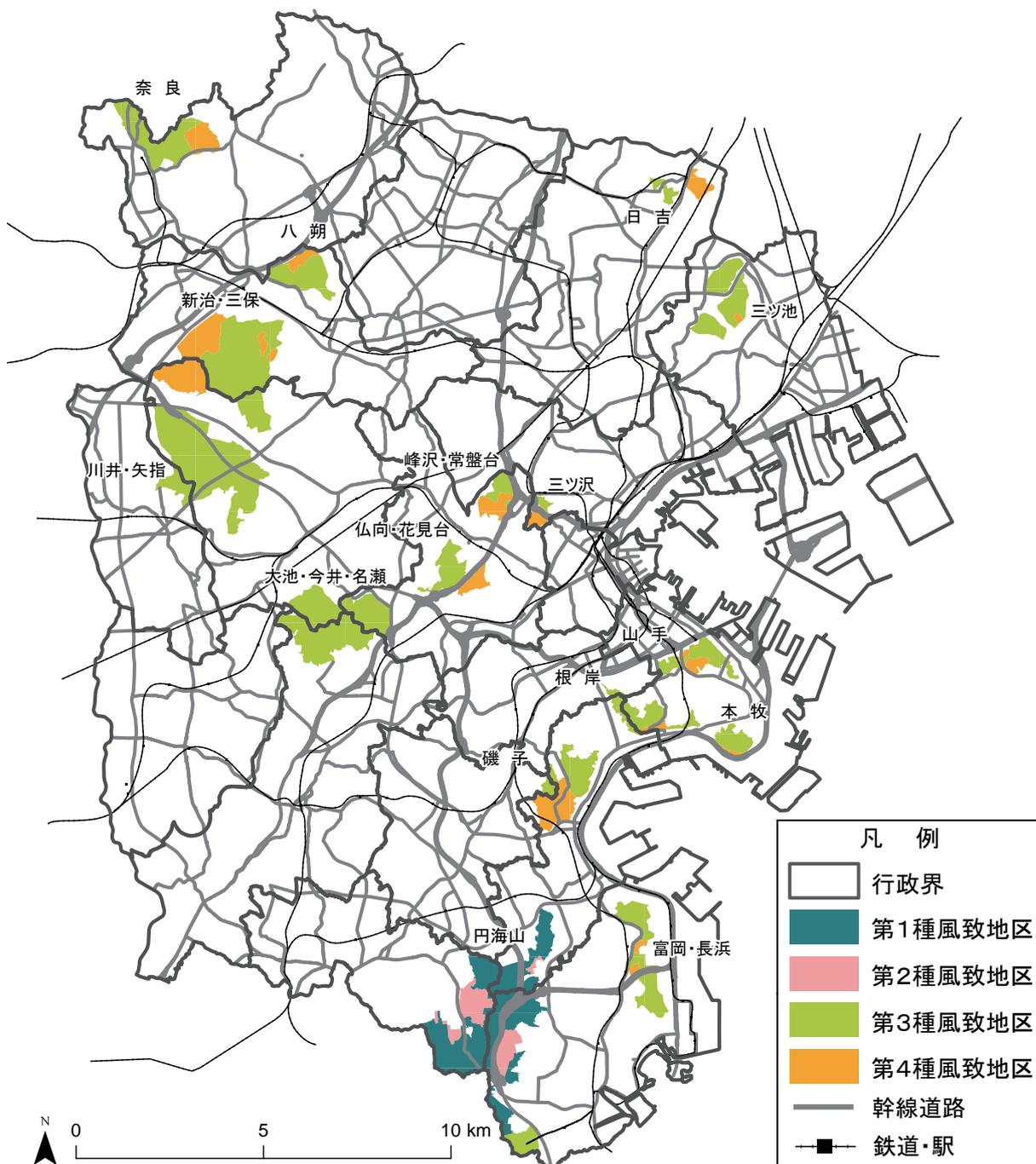
<指定の考え方>

市域全体を対象とし、以下のような考え方により、公園の整備や樹林地保全、緑化の推進など緑のまちづくりを重点的に進めます。

[水と緑の回廊形成を図るべき地区 (8地区)]

水と緑の回廊形成を図るため、河川を軸に、谷戸や川沿いの樹林地、農地などの緑の資源を保全するとともに緑化や公園整備などにより、川と緑をつなげることで、生き物の道、風の道などを形成すべき地区。

■風致地区現況



種 別	区 域
第1種風致地区	円海山風致地区の一部
第2種風致地区	円海山風致地区の一部
第3種風致地区	山手風致地区の一部、本牧風致地区の一部、根岸風致地区の一部、礪子風致地区の一部、峰沢・常盤台風致地区の一部、三ツ沢風致地区の一部、三ツ池風致地区の一部、日吉風致地区の一部、富岡・長浜風致地区の一部、円海山風致地区の一部、大池・今井・名瀬風致地区、仏向・花見台風致地区の一部、川井・矢指風致地区、新治・三保風致地区の一部、八朔風致地区の一部、奈良風致地区の一部
第4種風致地区	山手風致地区の一部、本牧風致地区の一部、根岸風致地区の一部、礪子風致地区の一部、峰沢・常盤台風致地区の一部、三ツ沢風致地区の一部、三ツ池風致地区の一部、日吉風致地区の一部、富岡・長浜風致地区の一部、仏向・花見台風致地区の一部、新治・三保風致地区の一部、八朔風致地区の一部、奈良風致地区の一部

<風致地区>

緑豊かな生活環境が形成されることを目指し、都市の風致を維持するよう定める地区。建築物を建築する際の建ぺい率や容積率、色彩、植栽などが種別ごとに規定されており、第1種風致地区が風致の維持に最も高い配慮が求められている。

## (5) 水循環の再生

### ① 河川水量の確保（晴天時）

- ・緑の10大拠点などにおいて、樹林地や農地の保全、公園の整備、貴重な湧水の保全を進めることで、自然系水循環の回復を図ります。
- ・雨水の浸透に適する区域については、雨水浸透施設の設置を推進し、地下水の涵養を高めることで、晴天時の河川流量を増やします。
- ・潤いのある水辺づくりに向けて、貴重な湧水や浄水場の浄水処理工程の中から出る水の活用を図るとともに、費用対効果を踏まえて下水処理水の有効利用による水資源の創出を図ります。

主な施策	
樹林地・農地の保全、公園の整備	樹林地や農地の保全、公園の整備などを進めます。
公共公益用地の保全	学校などの公共公益施設、公園敷地内において、可能な限り雨水の浸透域を保全します。
雨水浸透ます	道路に降った雨水を集めて地面にしみ込ませる雨水浸透ますを公園や道路に設置します。また、各家庭などへの雨水浸透ますの設置を促進します。
透水性舗装	道路に降った雨水を直接舗装に透水させる舗装を整備します。
浸透トレンチ	建物周りや植栽地に降った雨水を集めて地面にしみ込ませる管渠を設置します。
浸透側溝	公園や道路に降った雨水を集めて地面にしみ込ませる側溝（U字溝）を設置します。
下水処理水の再利用	下水処理水をせせらぎ用水として供給したり、水再生センター内の雑用水、冷暖房用熱源として利用するほか、雑用水やトイレ洗浄水などとして販売します。また、都市の貴重な水資源として、利用拡大を図ります。
湧水の保全と活用	湧水を保全し、水路への導水を図ります。

### ② 適切な雨水排水の確保（雨天時）

- ・安全・安心な都市づくりに向けて、台風や集中豪雨などによる浸水被害を軽減するため、水路など既存施設の活用を推進し、河川の護岸整備、下水道雨水幹線や雨水調整池などの整備を進めます。
- ・適切な雨水流下能力を確保するため、下水道雨水管の清掃、河川・水路などのしゅんせつなど、維持管理を行います。
- ・浸水ハザードマップやリアルタイム降雨情報提供システム、水防災情報システムを活用し、雨天時の防災支援を進め、市民の自助・共助を推進します。

主な施策	
河川改修や下水道整備	計画降雨に対応した河川の護岸整備、下水道の雨水幹線や雨水調整池などの整備を行います。
下水道雨水管の清掃、河川・水路のしゅんせつなど	雨水流下能力確保のため、下水道雨水管の清掃、河川・水路のしゅんせつなど適切な管理を行います。
浸水ハザードマップなどを活用した自助・共助の推進	浸水ハザードマップやリアルタイム降雨情報提供システムを活用し、日頃からの備えと大雨時の注意点等について情報提供し、自助・共助の促進に繋がっていきます。

### ③ 雨水をゆっくり流す流域対策（雨天時）

- ・ 樹林地・農地など雨水が浸透しやすい自然面を保全することで、平常時の河川水量の確保のほか、都市化による雨水流出量の増大の抑制を図ります。
- ・ 人工的に雨水の貯留・浸透を促進するため、公共公益施設での貯留・浸透施設の設置や雨水調整池の設置・改良などを進めるとともに、雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置を促進します。

主な施策	
樹林地・農地の保全、公園の整備	[再掲]
公共公益用地の保全	[再掲]
学校・公園など公共公益施設での雨水貯留・浸透	流域内の学校・公園などの公共公益施設のオープンスペースを活用して、雨水貯留・浸透施設を設置します。
開発指導による雨水調整池などの設置	開発行為など土地形状の変更に伴い、雨水流出量が増加して下水道雨水管や河川が溢水しないよう、『開発事業の調整などに関する条例』や『特定都市河川浸水被害対策法』に基づき、開発者に対し、雨水流出抑制施設や遊水池の設置を指導します。
雨水調整池の改良	市が管理する雨水調整池の嵩上げを行い調節容量を増加させる改良を進めます。
雨水浸透ます	[再掲]
透水性舗装	[再掲]
浸透トレンチ	[再掲]
浸透側溝	[再掲]
雨水貯留タンク	屋根に降った雨水を各家庭などで貯める雨水貯留タンクの設置を促進します。

# 大雨に対する備え

近年、全国的に局地的集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨が増加し、本市でも下水道などの整備水準を超える大雨によって被害が発生しています。

そこで、市ではこれまで進めてきた雨水幹線やポンプ場整備などの対策とあわせ、大雨に対する市民の備え（自助・共助）を支援するため、雨に関する防災情報として「内水ハザードマップ」による浸水予測情報を提供しています。



横浜駅西口の浸水被害  
(2004(平成16)年10月)

## ●内水ハザードマップとは

下水道や水路に起因した大雨時に想定される浸水区域や浸水深などの様々な情報をまとめたマップであり、ホームページなどで公表しています。

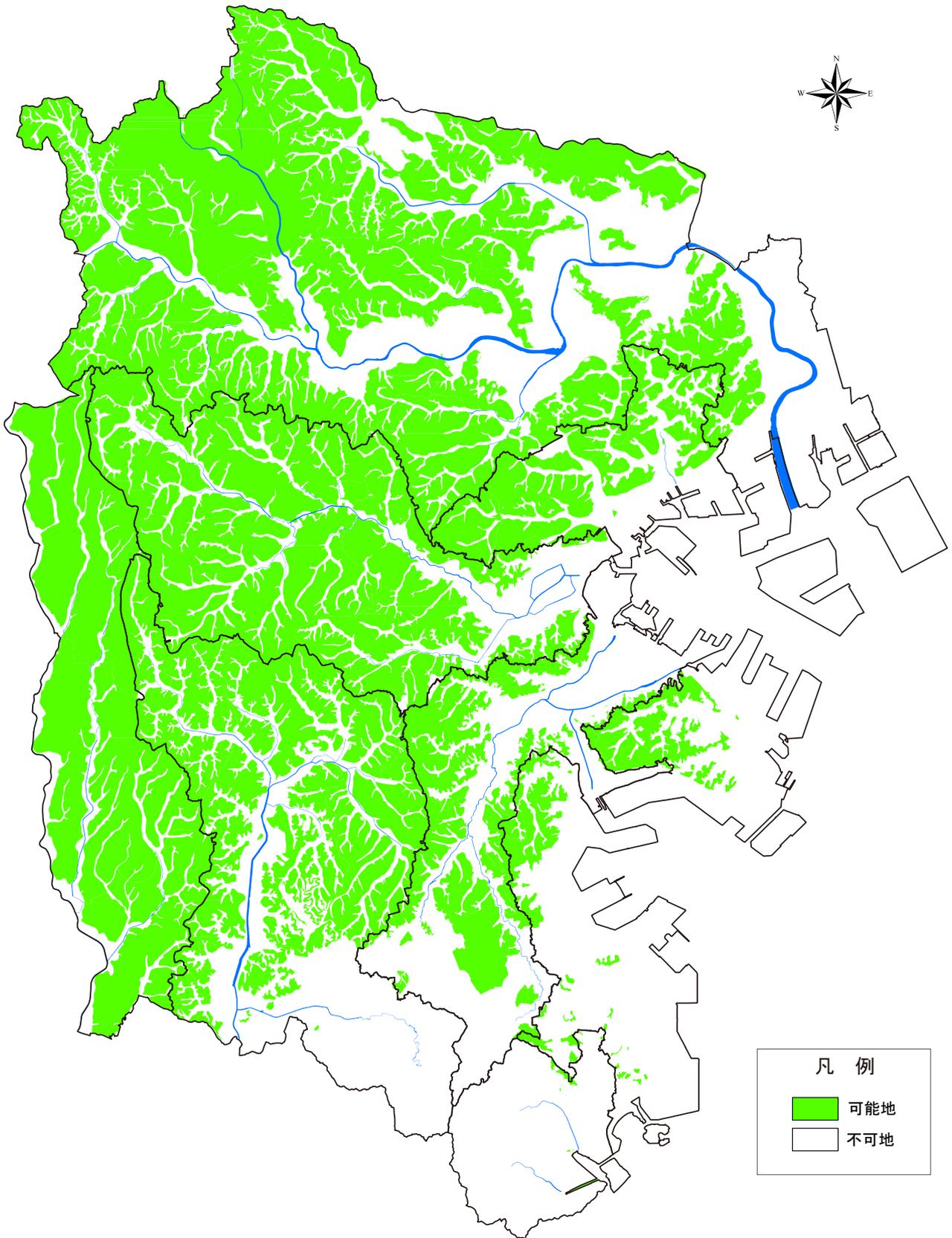


※内水ハザードマップは1時間に76.5mmの降雨(30年に1回降ると想定される雨)を想定しています。



(栄区内水ハザードマップ 飯島町小菅ヶ谷町ほか)

■浸透施設設置判断マップ



浸透施設の設置が可能か否かについて、地形、地質、地下水位の判断要素から示したマップです。雨水浸透施設は原則として「浸透施設設置判断マップ」で「可能地」判断された地区に整備しています。

■公共下水道計画（雨水）



■公共下水道計画（污水）



#### ④ 水質の保全・向上

- ・河川や海域の水質調査や生物調査により水環境目標の達成状況などを把握し、水質改善の取組の効果を確認するとともに、今後の規制指導や施策展開に反映します。また、身近な河川や海域の水質状況を市民に迅速かつ分かりやすく情報発信します。
- ・河川や海域など、公共用水域の水質向上に向けた取組として、事業所排水の規制指導や非特定汚染源対策、生活排水対策などの発生源対策を進めます。また、閉鎖性水域である東京湾において下水処理の高度化による窒素・リンの除去をはじめとする放流水質の改善、合流式下水道の雨天時未処理放流水対策などを進めます。
- ・事業所から河川への油類の流出や魚浮上などの水質事故に対し、関係機関と連携して迅速な対応を行います。
- ・閉鎖性水域である東京湾の水質改善に向け、藻場の育成やアマモ場の再生などに取組みます。
- ・周辺自治体や市民団体、事業者、大学などと連携した東京湾の水質などの一斉調査や底質調査の実施、イベント事業の開催を通して東京湾の水環境の把握や市民の関心の醸成を図ります。
- ・地下水の保全に向けた取組として地下水の水質調査などを計画的に進めるとともに、汚染原因者への浄化などの指導を行います。また、有害物質を使用する事業者に対する構造基準の遵守や土壌汚染の拡散防止などの指導を行い、地下水汚染の未然防止を図ります。
- ・河川や海域の水質をさらに向上していくため、定期的に清掃などを行います。
- ・未規制物質など新たな化学物質の環境リスクの実態の把握や水域における水質浄化などの調査研究を行います。

主な施策	
河川・海域の水質監視	水環境評価地点調査や中小河川調査、水域における生物相調査、公共用水域の水質測定計画に基づく水質調査を実施します。
事業所排水の規制指導	水質汚濁防止法、下水道法、ダイオキシン類特別措置法や市条例に基づく事業所排水に関する届出指導・立入調査を実施するとともに東京湾総量削減計画や環境保全協定による事業者指導を実施します。また、ゴルフ場で使用する農薬などの排水に関する立入指導を行います。
下水処理水質の改善	水処理設備の更新に合わせて、閉鎖性水域である東京湾の富栄養化の原因となる下水中の窒素、リンを削減するための高度処理を導入します。
合流式下水道の改善 (雨天時の公共用水域汚濁負荷削減)	降雨初期の汚濁した雨水を一時的に貯留する雨水滞水池の整備、沈砂池の改良、管きよの更新に合わせた雨水吐室の改良などによって雨天時に合流式下水道から放流される未処理放流水質の向上を図ります。(BOD負荷の総量を分流式下水道並みに削減します。)
非特定汚染源対策	樹林地・農地や道路・市街地から流出する排出水の汚濁負荷を低減する対策として、側溝残存負荷の低減のために雨水側溝などを清掃します。
生活排水対策の推進	市環境保全条例に基づく対策や、し尿浄化槽対策などを行うとともに、市民へ環境保全に関する普及啓発を実施します。

主な施策	
水質事故への対応	水質事故の発生時に関係機関と連携して迅速に対応するとともに、未然防止に向けて事業者への啓発活動を実施します。
海域の水質保全	自動車沿い水域では、きれいな海、多様な生き物が生育・生息する環境を目指して、金沢白帆地区で UMI プロジェクトとしてアマモ場の造成、臨港パーク前水域では夢ワカメ・ワークショップとして、ワカメの育成を行います。
東京湾における広域連携の取組	東京湾環境一斉調査、東京湾底質調査を行うとともに、イベントなどによる普及啓発を行います。
地下水汚染未然防止対策	地下水の水質調査を計画的に実施するとともに、事業者に対して水質汚濁防止法や市条例、土壤汚染対策法に基づく規制・指導を行います。
化学物質の適正管理と排出抑制	化学物質による環境汚染を防ぐため、事業者に対し、化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）や条例に基づく届出指導により、自主的な適正管理と排出量の抑制を促します。
河川・水路などの清掃	河川・水路などにおいて清掃を実施します。
海域の清掃	横浜港内などにおいて海域の清掃を実施します。
自然浄化機能の維持・補強	多自然川づくりにより本来河川の持つ水質浄化機能を向上させます。（低水路整備など）
地下水・水循環に関する研究	地下水位などの常時監視を行うとともに、健全な水循環の再生に関する調査研究を実施します。
沿岸域の水環境保全・再生に関する研究	横浜沿岸域における赤潮及び貧酸素水塊の発生状況の把握、並びに水生生物による水質浄化機能に関する調査研究を実施します。
化学物質リスク管理に関する研究	環境リスクが高く、環境実態が不明な化学物質について、水域などにおける環境実態調査を実施するとともに、環境リスクの実態を把握することを検討します。また、環境リスク情報を市民に分かりやすく提供します。

■水域区分ごとの生物指標

河川の源流・上流域における生物指標(河川ⅠA・ⅠB)		大変きれい	きれい	やや汚れている	汚れている
指標種					
魚類	シマドジョウ、ホトケドジョウ、ギバチ、アブラハヤ	■			
	ドジョウ、メダカ	■			
	モツゴ、フナ類	■			
底動生物	ヌカエビ、サワガニ、フタスジモンカゲロウ、シロタニガワカゲロウ、オナシカワゲラ科、ヤマトフタツメカワゲラ、カワトンボ、オニヤンマ、ヘビトンボ、カクツツトビゲラ科	■			
	カワニナ、ヤマトクロスジヘビトンボ、シロハラコカゲロウ、ウルマーシマトビゲラ	■			
	ミズムシ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、コガタシマトビゲラ属	■			
	イトミミズ科、セスジユスリカ	■			
藻類	タンスイベニマダラ、カワモズク類、コバンケイソウ、イタケイソウ	■			
	チャヅツケイソウ、ハリケイソウ(A)	■			
	マグリケイソウ、ナガケイソウ	■			
	ハリケイソウ(B)	■			
水草	オランダガラシ	■			
	エビモ、オオカナダモ	■			
	アイノコイトモ、コカナダモ	■			
細菌類	ミズワタ	■			

表の — 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

河川の中流・下流域における生物指標(河川ⅡA・ⅡB・ⅡC)		大変きれい	きれい	やや汚れている	汚れている
指標種					
魚類	シマドジョウ、アブラハヤ	■			
	ドジョウ、メダカ、ウグイ、アユ	■			
	モツゴ、フナ類、オイカワ、カマツカ	■			
底動生物	ヌカエビ、オニヤンマ、ヤマトフタツメカワゲラ、ヘビトンボ、シロタニガワカゲロウ、ヒゲナガガンボ属	■			
	ナミウズムシ、カワニナ、シロハラコカゲロウ、ウルマーシマトビゲラ	■			
	シマイシビル、サカマキガイ、ミズムシ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、コガタシマトビゲラ属	■			
	イトミミズ科、セスジユスリカ	■			
藻類	コバンケイソウ、イタケイソウ	■			
	チャヅツケイソウ、ハリケイソウ(A)	■			
	マグリケイソウ、ナガケイソウ	■			
	ハリケイソウ(B)	■			
水草	オランダガラシ	■			
	エビモ、オオカナダモ	■			
	アイノコイトモ、コカナダモ	■			
細菌類	ミズワタ	■			

表の — 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

河川の感潮域・海域の干潟における生物指標(河川Ⅲ、海域Ⅰ・Ⅱ)

指標種		きれい	やや汚れている	汚れている	非常に汚れている
魚類	ビリンゴ、ミミズハゼ、クサフグ	■			
	シマイサキ、ヒメハゼ	■			
	チチブ、ボラ、マハゼ	■			
	アベハゼ	■			
海岸動物	オサガニ、マテガイ、バカガイ	■			
	ニホンスナモグリ、シオフキガイ	■			
	アサリ、ケフサイソガニ	■			
	ミズヒキゴカイ、ハナオカカゴカイ	■			
藻類	オオオコノリ	■			
	アナアオサ、ハネモ	■			

表の ■ 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

海域の岸壁における生物指標(海域Ⅲ・Ⅳ)

指標種		きれい	やや汚れている	汚れている	非常に汚れている
魚類	クサフグ、ウミタナゴ	■			
	ヒイラギ、キュウセン、ナベカ、シマハゼ、アイナメ	■			
	ボラ	■			
海岸動物	ヨロイソギンチャク、カメノテ	■			
	ダイダイイソカイメン、ヒザラガイ	■			
	イソガニ、コウロエンカワヒバリガイ、ムラサキガイ	■			
	ケフサイソガニ、フジツボ類、タマキピガイ、マガキ	■			
藻類	マクサ	■			
	ワカメ、ベニスナゴ	■			
	ムカデノリ	■			

表の ■ 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

海域の内湾における生物指標(海域Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)

指標種		きれい	やや汚れている	汚れている	非常に汚れている
魚類	シロギス、マアジ	■			
	ススキ、クロダイ、ネズミゴチ、マコガレイ、カワハギ	■			
	マハゼ、ハタタテヌメリ	■			
海岸動物	パラブリオノスピオ	■			
底生動物	ミズヒキゴカイ、ハナオカカゴカイ、 ブリオノスピオ・キリフェラ	■			
プランクトン	ユーカンピア・ゾオディアクス、メソディニウム・ルブルム	■			
	プロロケントルム・トリエステリウム、ヘテロシグマ・アカシオ	■			
	スケルトナマ・コスタツム	■			

表の ■ 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

# 水質事故防止に向けた取組

市内の河川では、白濁水や油が流れるなどの水質事故がたびたび発生しています。特に着色事故は多く、これは主に建設現場などで使用した塗料の残液や刷毛の洗い水を、道路側溝や雨水ますに流してしまうことにより発生します。

そこで、横浜市では、事故発生時に迅速に対応することに加え、普段から事業者や市民に対してチラシなどを用いた啓発活動を行い、事故を未然に防ぐ取組も行っています。

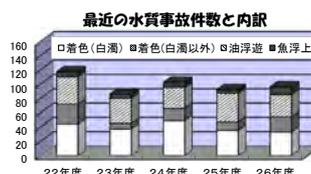


白濁した河川と死魚回収の様子

## 事業者の皆様へ

### 道路側溝や雨水ますに 塗料や油などの廃液を流さないで下さい

横浜市内の河川も公共下水道が普及したことなどにより、良好な水質となっています。しかし、白濁水や油が流れるなどの水質汚濁事故がたびたび発生しています。調査をすると、建物の改修や工事の現場で、塗料の残液・刷毛洗いの水を道路側溝や雨水ますに流すことにより発生しています。道路側溝や雨水ますへ廃液を流すと、直接川や水路へ流れ出てしまいます。良好な水環境を保つため、廃液は道路側溝や雨水ますに流さず、産業廃棄物として適正に処理するよう、事業者の皆様のご協力をお願いします。



### 塗料や油などを流したら何が起きるの？

#### 自然環境や生活環境に悪影響を与えることになります。

- ・ 塗料や油は、川岸や水辺の植物に付着しながら流れ、河川や海を汚染します。
- ・ 水田に流れ込み、農作物に影響を与えることがあります。
- ・ 川や海の魚介類を死滅させ、自然破壊を引き起こすことがあります。

### 水質汚濁事故を防ぐために

- ・ 道路にある「雨水ます」は、降った雨を河川や海に放流するためのものです。塗料や油などの排水を「雨水ます」に流すと、直接河川や海に流れ込みます。
- ・ 塗料や油などは、廃液が出ないように残さず使い切りましょう。
- ・ 塗料の残液やハケを洗った後の汚水は、古布に染み込ませるなどしてから、産業廃棄物として適正に処理して下さい。
- ・ 設備や建設機械、管路の劣化などによる油流出防止のために、日常の点検や安全確認をして下さい。



河川の白濁



水田の白濁

啓発用のチラシ

## (6) 水辺の保全・創造・管理

- ・市街地再整備などの機会を捉えて、憩いと安らぎのある、市民が親しめる水辺の創出を進めます。水源の確保にあたり、湧水や下水処理の高度化による再生水などを有効に活用します。
- ・水際の歩行空間として、河川管理用通路を整え、公園や周辺道路と連携したネットワーク化によって市民の健康づくりにつながる魅力ある水辺を創出します。
- ・水再生センターなどの公共公益施設を活用した親水拠点を活用し、市民が生き物や水と親しむ場づくりを進めます。
- ・川と道路の結節点、川と拠点の結節点には、休憩所や水飲み場、トイレ、情報提供などのサービスを提供する施設を整備します。
- ・河川・水路整備において、治水対策や安全対策を十分に踏まえた上で、高齢者から子供まで、市民が水に近づきやすい整備を進めます。
- ・景観や生物多様性に配慮した河川環境整備と市民協働により、美しい水辺を保全します。
- ・海の景観を眺め、海を身近に感じられる空間の整備や活用を進めます。
- ・市民の利用施設（公共交通機関など）や公園などと一体的な整備を進め、利用しやすい水辺空間を創造します。
- ・学校、公園、歴史的建造物、土木遺産など、周辺環境との調和を図った水辺の整備を進め、地域の魅力づくりに努めます。
- ・生き物の生育・生息環境にも配慮した連続性のある水辺づくりを進めます。
- ・樹林地や農地など周囲の環境とのつながりや生き物の生育・生息環境にも配慮しながら、河川や水路、ため池などの水辺環境を良好に維持保全します。また、流水機能の適切な維持管理を進めます。
- ・水辺愛護会など、市民協働による水辺の清掃・活動を通して、清らかな水に対する愛護意識を育むとともに、次世代に繋げていきます。
- ・アマモ場におけるブルーカーボン（CO<sub>2</sub> 吸収）や海洋における自然エネルギーの利用など、脱温暖化の資源として水辺を活用していきます。
- ・保全・創造した水辺空間を、自然体験や環境学習の場、レクリエーションの場として活用します。特に市街地の水辺空間では、水上アクティビティや交流の拠点などとして活用することにより、市民が水に親しむ場づくりを進めるとともに、街の賑わい創出につなげます。

主な施策	
せせらぎ整備	湧水などの水源確保が可能な水路跡地などを活用して、身近なせせらぎをつくります。また費用対効果を踏まえて再生水による水辺の創出も検討します。
河川管理用通路を活用した環境づくり	水と緑の回廊となる河川管理用通路を市民が親しみながら利用できる水際の歩行空間として整え、市民の健康づくりにつながる環境づくりを進めます。(健康みちづくり推進事業)
生物多様性に配慮した多自然川づくり	魚類が遡上できるような魚道整備など、生物多様性に配慮した河川環境を整えます。
河川の水辺拠点整備	周辺景観や地域と調和し、市民が親しめるように護岸や河道の形態を工夫した水辺と、河川沿いの一定の空地に親水性及び生態系に配慮した水辺などを創出します。
水際線における公園・緑地の整備・活用	「海と人とのふれあい拠点」において、市民などが海を身近に感じられる空間として水際に公園や緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。
歴史的橋梁の保全	関東大震災の復興事業として整備された「震災復興橋梁」など歴史的橋梁を保全します。
公共公益施設などでの水辺創出	水再生センターなどの公共施設において、生き物に触れ水に親しむ場となる水辺を創出し、自然体験の場として活用します。
河川水辺空間の保全(維持管理)と活用	ふるさとの川整備事業や川辺の散歩道など、これまで多自然川づくりで実施してきた水辺空間の保全(維持管理)を推進します。あわせて、学校などの多様な主体と連携し、身近な自然体験やレクリエーションの場として活用します。また、市街地の水辺では、水辺空間を活用して街の賑わいづくりにつなげます。
小川アメニティ・せせらぎ緑道などの保全と活用	小川アメニティ・せせらぎ緑道などの水路について、周辺環境と調和に配慮した水辺空間を保全し、市民の水辺のふれあいの場として活用していきます。
脱温暖化に向けた事業推進	横浜ブルーカーボン事業では、ブルーカーボンや海洋における自然エネルギーの利用など、海洋を舞台とした脱温暖化プロジェクトを進めていきます。
流水機能の維持	流水機能を損なわないよう、施設を適正に維持・管理します。
水辺愛護会活動	生物多様性の保全や子どもたちの情操教育、地域コミュニティの活性化を図る活動のように、水辺愛護会が地域拠点としての水辺環境をいかした特色ある活動を活発に行うことができるよう、区と連携し次代の愛護会活動を担う人材の効果的な育成や、交流会や技術支援講座を通じたノウハウやアイデアの提供を積極的に実施し、愛護会活動のコーディネート強化を図ります。

■水辺及び河川・水路などの環境整備図



1981(昭和56)年、横浜市新総合計画に河川環境整備事業が位置付けられ、川の自然復元と水辺拠点、川辺の道の事業メニューを実施することとなりました。

いたち川は改修によりコンクリート護岸が整備され、川底は平らに整正されていましたが、自然な滞筋を回復するため、平らになった川底の一部を掘り下げ、水際部に盛土しました。横浜の多自然川づくりの始まりです。

土を盛っただけの水際は、洪水で何度も流され形を変え、そのたびに試行錯誤を繰り返しながら修復を行いました。また、川の外側の植栽帯を利用し河畔林を復活しました。



いたち川 再整備前1982(昭和57)年



いたち川 再整備後2015(平成27)年

1990(平成2)年建設省により「多自然型川づくり」の通達が出ました。「多自然型川づくり」は、スイス・ドイツの近自然型工法を参考に90年代に導入されたものです。

近自然工法は、基本理念の1つに「ランドシャフトの保全」を据えています。

「ランドシャフトは土地や植物、人の暮らしなどを感覚を通して感じる」と解釈されます。日本語では「風景」(英語: ランドスケープ)という言葉が一番近い概念です。

しかし、「多自然型川づくり」はその理念が十分に浸透せず、2004(平成16)年のレビューを受け「多自然川づくり」と名称を変えました。「多自然川づくり」では「河川全体の自然の営み、地域の暮らしや歴史・文化との調和、河川が本来有している生き物の生育・生息環境、多様な河川風景の保全・創出を盛込み、河川の管理を行うこと」とされました。



和泉川 東山の水辺



梅田川 水辺の楽校

本市では、多くの市民やNPO、事業者などの活動に支えられ、まち、地域、緑、生き物等と一体となった川づくりを進めてきました。しかし、施設の老朽化の進行や施設が更新時期を迎えるなど、適切な維持管理がより一層重要となっています。



日常的な維持管理



水辺愛護会による活動

